平成２４年（フ）第２６５号
新潟市中央区米山４丁目９番17号　ぷちはいむめもるⅢ105号
債務者　野澤　幹雄
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７１号
新潟市西蒲区金池281番地
債務者　堀川　律子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７２号
新潟市西蒲区金池281番地
債務者　堀川世津子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７９号
新潟市西蒲区巻甲389番地
債務者　谷　カヅ子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８０号
新潟市西蒲区巻甲389番地
債務者　谷　　和仁
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８５号
新潟市西区青山新町26番地５　青山ヒルズ301号、前住所新潟市西区青山３丁目８番22号　ハイツ平野101号
債務者　上村　桃女
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８８号
新潟市北区白新町４丁目３番27号
債務者　近藤　稔昭
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８４号
新潟県阿賀野市学校町７番30号　市営学校町住宅12号
債務者　小池　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第９４号
新潟県村上市松喜和1393番地２
債務者　千葉由希洋
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第９６号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜4321番地
債務者　渡邉　親次
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１７９号
愛知県犬山市大字羽黒字北金屋34番地３　マンション宮西106
債務者　市園　貴志
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１６１号
和歌山県海南市下津町丸田100番地１　山下荘Ｃ号
債務者　濵端　健二
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６８号
和歌山県岩出市中黒556－５、住民票上の住所和歌山県紀の川市打田1245番地14
債務者　武友　秀樹（旧姓塩中）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０６号
和歌山市有家331番地の13
債務者　安井美由紀
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２１号
和歌山市神前158番地の２　コーポひかり502号室
債務者　北川　信治
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４４号
和歌山県海南市小野田1527番地12
債務者　坂口　三喜
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４９号
和歌山市加納454番地の９
債務者　河野邉政基
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係